

## 各種手当等における所得判定の誤りへの対応状況について

平成27年の税・医療システム再構築に伴い改修した福祉総合システムの税連携「総所得金額」について取得誤りがあり、業務認定における誤りが発生する事故があった。本来、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額で判定すべきところ、繰越控除前の金額で誤判定していたことで8業務38名の影響が判明した。令和元年12月11日付で報道発表を行ったところである。

この事故に対する福祉総合システムのシステム改修の進捗と税連携項目を取得している主管課個別システムへの影響調査、対象者への対応状況および再発防止策について報告する。

### 1 事故状況（概要）

- (1) 業務数 8業務
- (2) 該当者数 38名（実35名）
- (3) 発生原因 区で運用している福祉総合システムにおいて、各種業務の認定に必要となる「総所得金額」を誤って適用する仕様のプログラムとなっていたため。
- (4) 事故判明日 令和元年11月7日（木）
- (5) 対象業務等 時点：令和元年12月10日（火）

業務名	対象人数	金額
子ども政策課関連業務		
① 児童扶養手当	13名	1,913,830円
② 児童手当	13名	1,120,000円
③ ひとり親家庭等医療費助成	2名	-
障がい者福祉課関連業務		
④ 特別障害者手当（国）	2名	728,160円
⑤ 区心身障害者福祉手当	3名	465,000円
⑥ 心身障害者医療費助成	1名	-
⑦ 福祉タクシー券	2名	-
⑧ 自動車燃料券	2名	-
計	38名	4,226,990円

### 2 報道発表後の対応状況

#### (1) システムの改修状況

月日	改修状況
12月19日～23日	プログラム修正分の主管課検証 検証主管課：子ども政策課・障がい者福祉課
12月26日	福祉総合システム（本番環境）にプログラム適用
12月27日	再判定処理可能

(2) 影響のあった対象者へのお知らせ等

月 日	説明状況
12月11日	報道発表
12月16日	お詫びの電話開始（障がい者福祉課：対象者9名）
12月18日	お詫び文の送付（子ども政策課：対象者26名、障がい者福祉課：対象者9名）
12月23日	手続きの案内及びお詫びの電話開始（子ども政策課：対象者12名）

(3) 子ども政策課の対象者への対応状況

業務名	対応状況
①児童扶養手当 ②児童手当	対象者へ通知（1月8日） 誤判定の対象者に対して取消通知及び再判定結果通知の送付 <u>第一次振込実施（1月15日）</u> 12月27日時点で口座不明の対象者、お詫び文返戻者（所在不明者）等は再調査後、2月14日に振込予定 <u>第二次振込実施（2月14日）</u>
③ひとり親家庭等医療費助成	対象者へ通知（12月26日） お詫び及び支払い手続きに関する案内の送付 <u>振込予定（3月25日）</u> 健康保険組合が12月分の診療報酬明細を回答できるのが最短で2月見込のため

(4) 障がい者福祉課の対象者への対応状況

業務名	対応状況
④特別障害者手当（国） ⑤区心身障害者福祉手当	支払日未確定（1月～2月中を予定） 該当年度以外も含め資格有無を精査後、対象者に対して、早急に既送付通知文の取消及び再判定結果の通知を送付する。
⑥心身障害者医療費助成	3月末目途で対応完了予定 対象者と連絡がとれ次第、加入健康保険組合等へ診療情報を照会することの同意書と受給者証を送付する。（12月分の診療報酬明細を確認できるのが早くとも2月となるため、最短で3月支払）
⑦福祉タクシー券 ⑧自動車燃料券	支払日未確定 対象者への支払いに向け、支払方法・振込時期を現在検討中

3 影響範囲の調査状況

税情報を連携で受け取っているその他システム（主管課個別システム）に対して、「総所得金額」の使用有無、使用している場合に取得項目を誤って適用していないかの確認を実施した。

主管課	システム名	使用有無	取得項目	調査結果
保育サービス課 学務課	子ども・子育て支援システム	無	—	影響なし
障がい者福祉課	障がい者自立支援システム	無	—	影響なし
福祉部管理課	福祉資金システム	有	正しい値	影響なし
学務課	就学事務管理システム	有	正しい値	影響なし
住宅政策課	住宅統合管理システム	無	—	影響なし

#### 4 再発防止策

税・医療システム再構築時（平成 25 年 6 月 28 日から平成 27 年 1 月 31 日）に発生した税連携項目の取得誤りの課題を検証した結果を踏まえ、今後、以下の解決策を徹底し再発防止に努めていく。

構 築	課題 要件定義工程（システムで何を実装するかを明確にしていく工程）における仕様調整時に、誤った税連携項目を福祉総合システムの「総所得金額」として仕様確定していた。
	解決策 構築事業者の仕様調整内容の正当性、妥当性を検証するプロセスを設け、仕様認識の齟齬を防止し、再発を防止する。 複数業務に係るようなデータ連携の場合、データ抽出側（送信側）とデータ利用側（受信側）がそれぞれの項目の意味合いを相互理解したうえで進める。 特に構築事業者が異なるような業務の場合は、構築事業者間のみならず本区も含め、双方の項目の取り違い（誤解）を起こさないように進めていく。
検 証	課題 要件定義工程の正当性、妥当性を検証するプロセスである運用テストのテスト観点が不足していた。
	解決策 所得判定の計算パターンを網羅した運用テストを実施する。 また、再構築前のシステムと再構築後のシステムに同じ入力を行い、同じ結果となるかを比較する。